

和指第1285号
和介保第776号
和福高第1034号
平成25年2月20日
(2013年)

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）運営法人
養護老人ホーム運営法人
軽費老人ホーム運営法人
介護老人保健施設運営法人
指定介護療養型医療施設運営法人
指定居宅サービス事業等実施法人
指定介護予防サービス事業等実施法人
指定地域密着型サービス事業実施法人
指定地域密着型介護予防サービス事業実施法人

代表者 様

和歌山市長 大橋 建一
(公 印 省 略)

和歌山市老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について（通知）

平素は、本市の高齢者福祉行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び同年法律第105号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行に伴い、これまで厚生労働省令で規定していた老人福祉施設、介護老人保健施設、指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等について、各地方自治体の条例で定めることとされたことから、本市において各基準条例を制定し、公布しました。同条例の内容については、次のとおりですので、御了知いただきますようお願いします。

なお、今回の条例の施行に伴う各推進員の任命等についての届出は不要ですが、組織体制図等への明記や研修等の実施など、貴法人内の事業所及び施設に対し十分周知を図られ、その適切な運用をお願いします。

第1 基準条例

- (1) 和歌山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 和歌山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 和歌山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 和歌山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (5) 和歌山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (6) 和歌山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

- (7) 和歌山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8) 和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (9) 和歌山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (10) 和歌山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

第2 施行日

平成25年4月1日

第3 基準条例の考え方

上記第1に掲げる各基準条例は、市独自の基準のほかは、各基準条例ごとに対応する厚生労働省令で定める基準と同様の基準とする。

基準条例の趣旨及び内容についても、原則として各基準ごとに国が発出する通知と同様に取り扱う。

第4 市独自の基準

1 国基準を変更する基準

(1) 一の居室の定員

ア 適用対象となる条例

上記第1に掲げる条例のうち、(1)及び(4)

イ 基準の内容

特別養護老人ホーム及び指定介護老人福祉施設（ユニット型を除く。）の一の居室の定員について、厚生労働省令で定める基準を「1人とすること。ただし地域の実情等を踏まえ市長が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる。」と変更して規定する。

(2) 記録の整備

ア 適用対象となる条例

上記第1に掲げる全ての条例

イ 基準の内容

記録の保存期間を、厚生労働省令で定める基準を「当該処遇を行った、又は、当該サービスを提供した日から5年間」と変更して規定する。

2 市が独自に追加する基準

(1) 人権擁護

ア 適用対象となる条例

上記第1に掲げる全ての条例

イ 基準の内容

(ア) 人権擁護推進員の配置の義務化

(I) 各省令において定める事業を実施する事業所及び施設（以下「施設等」という。）において、人権擁護に関する責任者として、人権擁護推進員を配置しな

ればならない。人権擁護推進員は、管理者が任命する。なお、人権擁護推進員は、他の職務と兼務することを可能とする。

(II) 人権擁護推進員は、次に掲げる業務を行う。

(i) 施設等職員に対し人権擁護に関する研修計画を作成し、当該計画に基づき研修を実施する。

(ii) 施設等の現場における人権に対する正しい理解について、職員に対して適切な指導及び相談支援を行う。

(iii) 高齢者に対する虐待が起きないように人権擁護推進員が中心となって他の職員に適切な指導を行う。

(イ) 職員、従業者に対する人権擁護に関する研修実施の義務化

(I) 施設等において職員に対し年に1回以上、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(II) 研修内容及び研修方法は次のとおりとする。

(i) 研修内容

高齢者の人権を尊重した処遇を行うため、老人福祉法、社会福祉法、介護保険法及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律などにおける高齢者の人権等に関する理解を深め、職員の人権意識や知識、技術の向上を図る。

特に、高齢者虐待は極めて深刻な人権侵害であることから、虐待を防止するための対策及び虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応について、職員間で認識の共有を図る。

(ii) 研修方法

研修方法は、伝達研修や外部講師の招へいなど、実状に応じた方法で実施することとし、単独実施が困難な場合は、複数施設等で合同実施することも差し支えない。

(2) 非常災害対策

ア 適用対象となる条例

上記第1に掲げる全ての条例

※ただし、(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に係るものを除く。

イ 基準の内容

災害対策推進員の配置の義務化

(ア) 施設等において、災害対策に関する責任者として、災害対策推進員を配置しなければならない。災害対策推進員は、管理者が任命する。なお、災害対策推進員は、他の職務と兼務することを可能とする。

(イ) 災害対策推進員は、次に掲げる業務を行う。

(I) 施設等における非常災害対策を推進するため、防災に関する知識の取得に努めるとともに、消防機関等への速やかな通報体制、消防団や地域住民との連携をとる等、職員に対して防災対策の周知徹底を図る。

(II) 災害発生時に必要な備品や備蓄等についての点検及び確保を行う。

(3) 安全管理対策

ア 適用対象となる条例

上記第1に掲げる全ての条例

※ただし、（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に係るものを除く。

イ 基準の内容

安全管理対策推進員の配置の義務化

（ア）施設等において、安全管理対策に関する責任者として、安全管理対策推進員を配置しなければならない。安全管理対策推進員は、管理者が任命する。なお、安全管理対策推進員は、他の職務と兼務することを可能とする。

（イ）安全管理対策推進員は、次に掲げる業務を行う。

（Ⅰ）処遇中の事故防止のために、高齢者の心身の状態等を踏まえつつ、施設等内外の設備の安全点検を計画的に実施する。

（Ⅱ）施設等で使用する設備等について、衛生的な管理に努めるとともに、施設等内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

3 その他条例で定める基準

（1）法人格の有無

ア 適用対象となる条例

上記第1に掲げる条例のうち、（7）、（8）、（9）及び（10）

イ 基準の内容

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準を「法人である者とする。」と規定する。

（2）入所定員

ア 適用対象となる条例

上記第1に掲げる条例のうち、（4）及び（9）

イ 基準の内容

（ア）指定介護老人福祉施設の指定を行う特別養護老人ホームの入所定員に係る基準（30人以上であって条例で定める数）を「30人以上とする。」と規定する。

（イ）指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定を行う特別養護老人ホームの入所定員に係る基準（29人以下であって条例で定める数）を「29人以下とする。」と規定する。

第5 その他

公布しました条例等については、和歌山市ホームページの「特別養護老人ホームの基準条例の制定について」（介護保険課）、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの基準条例の制定について」（高齢者・地域福祉課）及び「介護サービス事業の基準条例の制定について」（指導監査課）において掲載していますのでご覧ください。